

区役所の受付時間は、月～金曜日の午前8時45分からです。表内の※は手続きの時に必要なものです。なお、戸籍住民課は、3月27日(月)～31日(金)、4月3日(月)の受付時間を午後7時まで延長します。詳細は本誌31ページをご覧ください。

※休み明けは、区役所の戸籍住民課の窓口が大変混雑していますので、待ち時間が長くなります。ご了承ください。

		転出（東区から市外へ引っ越し） 特に記載のないものは東区役所での手続き	転居（市内、区内での引っ越し） 特に記載のないものは転居先の区役所での手続	詳細
住所異動		転出届（転出証明書が発行されます。新しい住所を確認の上、引っ越し前に手続きしてください。）※本人確認ができるもの	新住所地の区で転入・転居届（新しい住所地は○番○号または○番地（枝番）まで必要。転居後14日以内に届け出）※本人確認ができるもの	戸籍住民課
印鑑登録		印鑑登録証の返還（転出届で自動的に廃印されます。登録証はご自分で処分することもできます。印鑑登録証が必要な方は転出先で新たに登録手続きをしてください。）	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます（印鑑登録証は継続して使用できます）。	
転校（小・中学校）		今までの学校から在学証明書の発行を受け、移転先で転入届と一緒に提出	入校手続き（今までの学校で在学証明書の発行を受け、戸籍住民課で発行する入校票と一緒に指定の学校へ提出）※在学証明書	
国民健康保険		脱退手続き及び保険料の精算 ※転出届の際に戸籍住民課が発行する届出書 ※保険証 ※納付通知書	住所変更手続き ※転入・転居届の際に戸籍住民課が発行する届出書 ※保険証	保険年金課
介護保険		資格喪失届の提出 ※被保険者証（要介護認定の方は転出先で手続き ※受給資格証明書）	住所変更手続き ※被保険者証	
国民年金	加入者	第1号被保険者と任意加入の方は、転出先の市区町村にお問い合わせください。第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届出が必要です。	第1号被保険者と任意加入の方は、転入・転居届で自動的に住所変更されます。第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届出が必要です。	
	受給者	転出先の市区町村に備え付けのはがきを、社会保険事務所に送付してください。	転居先の区役所に備え付けのはがきを、社会保険事務所に送付してください。	
児童手当		受給事由消滅届の提出（転出先では新規申請が必要 ※所得証明ほか）	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます。	保健福祉サービス課
児童扶養手当		東区役所で住所変更手続き。転出先では住所変更届が必要 ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
特別児童扶養手当		道内へ→転出先で手続き ※手当証書 道外へ→東区役所で住所変更手続き。転出先では住所変更届が必要 ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
各種医療費の助成		受給者証の返還 ※受給者証（転出先では新規申請が必要 ※所得証明ほか）	住所変更手続き ※受給者証 ※健康保険証	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当		住所変更届の提出（転出先でも手続き）	住所変更手続き	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉タクシー利用券・心身障害者福祉乗車証・自動車燃料助成券（4月以降に転出の場合）の返還（このほか転出先でも手続き）	居住地変更届の提出 ※身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳 敬老優待乗車証（敬老パス）		敬老手帳・敬老優待乗車証（敬老パス）の返還 ※敬老手帳 ※敬老優待乗車証	敬老手帳の住所をご自分で書き換えてください。敬老優待乗車証（敬老パス）は引き続き使用できます。	
原動機付自転車 125cc以下 小型特殊自動車		廃車届（廃車証明書を発行します。） ※印鑑 ※ナンバープレート ※標識交付証明書※本人(届出者)が確認ができるもの	転入・転居届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	課税課
軽自動車・軽二輪 125cc超250cc以下		転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会での手続き （北区新川5条20丁目1-20☎768-3955）	
小型二輪250cc超		転出先の運輸支局での手続き	札幌運輸支局での手続き （北28条東1丁目☎050-5540-2001）	
固定資産税		土地・家屋・償却資産の所在する区役所、市町村へ住所変更の届け出をしてください（電話・はがきも可）。		

広告欄

